平成 29 年 7 月 15 日発行第 487 号　毎月1回 15 日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

7
2017

No.487

山あげ祭（那須烏山市）

マスコットキャラクター
アドちゃん

©高井研一郎

http://www.gt9.or.jp/gyosei

栃木県行政書士会

栃木県行政書士会会報誌
行政書士とちぎ

2017年
7月号
CONTENTS

No.487

1 目次、今月の表紙の一言
2 平成２９年度第２回理事会開催、交差点（運協総会開催）
3 おじゃましま～す！
4 支局かわら版（鹿沼）、申請取次行政書士の動向
5 支局情報（宇都宮、那須、塩那）
7 木もれび、財務経理部からのお願い（Ｔ－ＮＥＴ）
8 アドちゃんの談話室
9 栃木県行政書士会カレンダー（８月）、日行連だより
１０ 日行連定時総会開催される
１１ 業務連絡
１５ 政連だより（第２回幹事会開催他）
１６ 日政連定期大会開催される
１７ 研修会のお知らせ
１８ 塩那支部研修会のご案内
１９ 財務経理部からのお知らせ（会費納入）、会員の動き

今月の表紙の一言

山あげ祭

撮影地：那須烏山市　撮影者：大鹿幸雄（宇都宮支部）

山あげ祭は、国指定重要無形民俗文化財「烏山の山あげ行事」と八雲神社の神輿などで構成される本市最大のお祭りです。

山とは、網代状に竹を組んだ木枠に烏山特産の和紙を幾重にも貼りその上に山水を描いた「はりか山」の事です。その「山」を人力であげる事から、「山あげ」と呼ばれるようになりました。

「山」は常磐津所作（踊り）の舞台背景としてあげられ、観客の前に据えられた舞台から道路上約百メートルの間に百名に及ぶ当番町若衆が一糸乱れぬ団体行動のなか御拝、舞台、座敷、波松、舘、前山、中山、大山等が瞬く間に遠近よく配置されます。そして、常磐津の三味線と唄にのって、地元の踊子が洗練された美しい踊りを披露する日本一の移動式野外劇です。

平成２９年度第２回理事会開催

６月１６日(金)行政書士会館会議室にて、理事３４名の出席を得て平成２９年度第２回理事会が開催された。

当日の報告議案並びに議案は下記の通り。

《報告事項》
（１）日行連定期総会について
（２）日本行政書士会連合会理事について
（３）部の編成について
（４）行政書士試験場責任者について
《議案》
議案第１号　相談役の委嘱について
議案第２号　栃木県行政書士会会則施行規則の改正について
議案第３号　会費の免除申請について
議案第４号　平成２９年度事業実行計画の具体的推進について

各部に於いて担当理事により事業計画の詳細を検討した後、各部部長より具体的推進方法について報告及び説明が行われ、可決承認された。

（広報部　山本昭子）

交差点

自動車車庫証明申請センター運営協議会定期総会開催

車庫証明業務に大きな影響を与えるかもしれない自動車保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）の開始が目前に迫る中、自動車車庫証明申請センター運営協議会（以下運協）の定期総会が、梅雨空の６月２４日（土）チサンホテル宇都宮で開催された。

定刻、総会は田代副会長の司会で始まった。運協の宮嶋会長は挨拶で、受注件数は横ばいだが各センターの努力に感謝する一方、ＯＳＳ対策には慎重にことばを選びながら活動状況を述べた。来賓では栃木県行政書士会の横山会長が挨拶に立った。

議案は執行部の報告通り、満場一致で可決承認され役員改選も同じメンバーで再選された。

センター員からＯＳＳ対策にはしっかりと対応して下さいと強い要望があったが、運営協議会は今後難しい舵取りが迫られそうだ。

懇親会は、小林副会長の開会のことば、宮嶋会長の挨拶、来賓代表として栃木県行政書士会の横山会長の挨拶、渡邊運協顧問の乾杯と続き、１年振りの懇親を深めた後、浅野運協顧問の締めで終了した。

（運協副会長　松本　明）

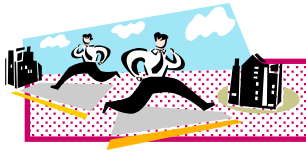

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今月は、行政書士法人ＧＯＡＬ宇都宮支店の支店長である大塚悠会員の事務所へおじゃましました。

氏　名：大塚　悠（おおつか　ゆう）
事務所：行政書士法人ＧＯＡＬ　宇都宮支店
　　宇都宮市池上町２－７石下ビル３階
入会日：平成２８年５月１日

本社が県外の行政書士法人の支店設置は栃木県初だそうですね！

はい、行政書士法人ＧＯＡＬの本社は銀座にあります。私は、新設することになった宇都宮支店を任せて頂くことになりました。昨年５月に行政書士登録した際には、個人で自宅開業していましたが、１年も経たない時点で法人の支店のお話を頂いたのでとても不安でした。

最近、事務所に看板を設置して、やっと環境も手続き面も整ったところです。事務局の皆様には長期間様々な手続きにお付き合い頂き大変お世話になりました。ありがとうございました。

１年経たずに支店長になることにプレッシャーはありましたか？

はい、かなりありました（笑）。シングルマザーで６歳と４歳の子供を育てながら、社員としてやっていけるのだろうか？売上をあげられなかったらどうしよう…等々。でも、法人の代表や副代表は「自分らしく支店を運営してくれれば」とおっしゃってくださいました。

行政書士法人ＧＯＡＬには、通常勤務の行政書士の他に在宅の方やミュージシャンとして活躍している方がいます。様々な勤務体系に対応してくださっている法人なので、本当にありがたいと感じています。

また、得意分野を持つ行政書士が集まって、みんなで切磋琢磨して頑張りあえる法人は自分の成長につながりとても魅力的だと思っています。

行政書士になったきっかけは？

離婚の際の弁護士のおかげです。

高校生の時に留学した際、裁判官のホストファザーに一目ぼれし、大学は法学部に進みました。そのまま司法試験の勉強をしていましたが、挫折をして法律とは関係のない人生を歩んでいました。でも、離婚の際に私を助けてくれた弁護士さんの熱い気持ちに感激して、法律家になりたかった昔の気持ちを思い出しました。そこで、身近な法律家と言われる行政書士になることを決め、調停中に受験勉強を始めました。勉強できる時間は娘たちが確実に寝ている早朝のみでしたが、家族や友人の支えもあってどん底の時期を乗り越えることができました。この時、人の本当の優しさ、あたたかさに触れ、自分らしさを取り戻すことが出来ました。調停成立の年に試験を受け、無事に合格しました。その時、支えてくれた子供たちや両親、友人の為にも頑張ろうと心に決めました。

今後、力を入れていきたい業務は何ですか？

法人の代表が環境系行政書士と呼ばれるくらい産廃をメインにしていますので、私も産廃を頑張って行きたいと思っています。他にも建設業などの許認可にも力を入れていきたいです。未来に向かって頑張ろうとしているお客様のお手伝いが出来たらとても嬉しいです。

また、入管業務にも大変興味があります。オーストラリアやアメリカへの留学経験から外国人と触れ合うことに魅力を感じています。日本を好きになってくれた外国人たちが日本で頑張りたいと思ってくれる気持ちがとても嬉しいです。そういう方たちの応援もしていきたいです。

大塚会員、お忙しい中取材に応じていただき、どうもありがとうございました。今後の更なるご活躍をお祈りしております。

（支局長　羽石真弓）

支局かわら版

鹿沼運動公園

鹿沼支部

今回は、鹿沼の運動公園をご紹介したいと思います。唐突ですが、鹿沼の運動場や運動施設は、何故か市街地から遠くはなれた場所にあります。現在４６歳の自分も中学生だった当時、部活の地区大会等はここで開催されていました。子供心に、なんでこんな所に運動公園があるんだ？と不思議に思った記憶があります。鹿沼の運動施設は何処も森や山の中なので、運動する環境は自然に囲まれていて良いですが、当時中学生だった自分には遠い上に移動手段が自転車だった為、運動公園に着く頃には、既にヘロヘロになっていた記憶があります。その辺は、鹿沼市もわかっていて、リーバス（鹿沼市民バスの名称）等で一日５～７回程度バスが行くようになっています。実際には車で訪れる方がほとんどでしょうから、問題はないかも知れませんね。

さて、今回、約１０年ぶりに運動公園を訪れましたが、平日ということも手伝ってか、閑散としておりました。敷地内は数人ほどジョギングや散歩をする人などを見かけましたが、どこに行っても貸し切り状態ですぐに利用が可能でした。なお、

鹿沼の運動公園は地元の人間からは象間地区にある運動公園ということから「象間運動公園」と呼ばれています。

公園内には、野球場、陸上競技場、温水プール、テニスコート、卓球室などがありまして、全ての使用料が格安でで利用することができます。

上記のスポーツ施設以外にも、子供が遊べるようなジャンボ滑り台等があります。ここの滑り台は、石打ちの滑り台で、角度は急、横幅も広いので、スピードコントロールが難しく、結構怖かった記憶があります。これ以外にも、アスレチック等もあり、ウチの子供も小さい頃はここで良く遊んだ記憶があります。小学生くらいのお子さん位までなら、結構楽しめると思います。

若干、場所的にマイナー感は否定出来ませんが、行ってしまえば結構楽しめる鹿沼の運動公園。なお、運動公園周辺にはコンビニ等は無いので、事前にいく場合は、しっかり準備をしてから行かれることをオススメします！

（支局長　小太刀庸恭）

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（６月）	０名
更新申出（６月）	１名
申請取次行政書士（６月末現在）	１１０名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：７月３１日（月）　受付日：８月９日（水）時間は予約時に案内します。
※更新の書類締切は毎月１５日ですが、８月は、都合により１０日とさせていただきます。
詳細は、会のホームページ－会員専用ページ－各種データー事務局関連　をご覧ください。

支局情報

【宇都宮】

宇都宮資産税税務研究会総会開催

６月１３日（火）宅建協会３階会議室において、第２１回宇都宮資産税税務研究会総会が開催されました。今年で２１年目を迎える資産税税務研究会は、宅建協会県中央支部と行政書士会宇都宮支部で構成された組織であり、会長を宅建協会の青木亨氏が、副会長を安野光宣宇都宮支部長が務めています。

開会のことばを安野光宣宇都宮支部長にいただき、会長挨拶、続いて議長が選任され、議案である平成２８年度事業報告及び収支報告並びに平成２９年度事業計画及び予算について可決承認されました。

閉会後には、宇都宮税務署から直近の税制についてのご説明があり、大変貴重なお話をいただきました。相続や贈与、土地関連等の行政書士の業務には税の知識が必要となるものが多々あります。知識として準備しておく必要があると再確認することができました。

（支局長　髙山伸人）

支部理事会開催

６月１３日（火）１３時から栃木県行政書士会２階会議室において第２回宇都宮支部理事会が開催され、理事全員の出席により定足数に達し直ちに議案審議に入りました。会員の親睦を図るための事業や支部研修会、窓口設置名簿の更新などの本年度事業について話し合いました。

（支局長　髙山伸人）

【那　須】

支部役員会の開催

６月１日（木）午後４時３０分から、那須塩原市にある（楼蘭）にて平成２９年度第二回那須支部役員会を実施しました。参加会員は１２名でした。

議事内容の１つ目は支部研修会について。本年度は自動車保有関係手続のワンストップサービスについて研修を行うことになりました。

２つ目は無料相談会及びＰＲ事業について。無料相談会を那須支部の３市町すべてで行う計画としました。

３つ目は親睦事業について。昨年から新しい試みとして、社会見学を親睦事業としており、本年度も継続することとなりました。

那須支部としては、空き家対策の対応など新たな課題も出てきておりますので、会員同士の繋がりをもって支部の活動を盛り上げていきたいと思います。

（支局長　熊田慎一）

無料相談会の実施

６月１０日（土）午前１０時～午後３時まで、那須塩原市・厚崎公民館にて、第１回無料相談会を行いました。参加会員は９名、相談件数は６件でした。相談内容は、相続に関連するものでした。

今回の相談のなかで関心の高かったものは相続に関する手続きや遺言書に関するものでした。

そういった中でも、相続に伴い発生する損失を心配される方が多数見受けられました。

相続だけではありませんが、不安を抱えている方がまずは行政書士に相談してみようと思える環境を創っていくためにも、今年度も無料相談会に力を注いでいこうと思います。

（支局長　熊田慎一）

【塩　那】

第１回役員会開催

６月１５日（木）、午後６時から塩那支部の平成２９年度第１回役員会が、さくら市の「三元閣」で開催されました。

村上支部長の挨拶の後、本部の副会長である佐藤理事から事務報告がありました。会議では支部会員の能力向上を図る為の「支部研修会」のテーマや、「研修旅行」について活発な意見交換がなされました。

結論として、「公証人役場から行政書士に心掛けて（留意）してほしい書類作成上の留意点」をテーマとして、他支部会員や補助者も加えた研修会を計画することにしました。

会議後は、空腹感を増した胃袋に、美味しい中華料理をたらふく詰め込み、大満足感に満たされつつ散会しました。

（副支部長　小野﨑一仲）

看板を掛けて４年目になった。最初の仕事は、同級生の父親が亡くなって、遺産分割協議書の作成だった。次の仕事は、後輩の父親の公正証書遺言の作成だった。

三番目の仕事は、こんな電話から始まった。

「ああ、大塚さん。久しぶりだね、わかりますか」聞き覚えのある声だが、２０年、いや、もっと前だろうか。

「Ｈさんですか」

「そうそう、Ｈです。代書屋さんを始めたというから、お願いしようと思ってね」

「ありがとうございます。行政書士を始めました」

「遺言書はやってもらえるかな」

「喜んでやらせていただきますが、何でまた始めたばかりの私に」

「あんたの、米の担っぎっぷりは良かったからね」

「はあ」私の前職は農協職員である。米の出荷最盛期になると、男性職員には米担ぎの動員がかかったものである。しばらく昔の話が続いた。

公証役場には、Ｈさんの息子さんの運転でＨさん夫婦を、私が証人を乗せていった。公証役場から帰宅した後、Ｈさんから電話をいただいた。

「久しぶりに、息子と家内と食事をしてきました。お世話になりました」私もうれしくなった。

しばらくして、Ｈさんの奥さんからも電話をいただいた。

「自家製のコンニャクは食べるかい、先生」

「ええ、いただきますよ」と言ってお宅に伺うと、「お父さんは胸のつかえがおりたみたいで、俺は１００歳まで生きるって。先生のおかげだね」と言って、自家製のコンニャクを渡してくれた。

「ポン酢で食べるとおいしいよ、先生」とまた言った。そう何回も先生と呼ぶのは勘弁してほしいと思った。コンニャクは刺身にして、ポン酢でいただいた。酒の肴に最高だった。

今年もまた「コンニャクができたよ、先生」と電話をいただいた。お宅に伺うと「お父さんは、１００歳まで生きると言っている」という話を聞いた。あいかわらず、先生と呼ばれるのは慣れていないし、勘弁してほしいのだがしかたがない。

「来年もコンニャク取りに来てよ、先生」と言う奥さんの言葉に「来年も楽しみにしています」と答えた。おかげさまで、３年もやればはずそうと思っていた看板が、まだ掛かっている。

（芳賀支局長　大塚一芳）

会員の皆様へ　財務経理部から
会費納入手続きのお願い

会費を払込用紙で支払っている方

Ｔ－ＮＥＴへの変更をお願いします！

Ｔ－ＮＥＴとは、口座からの会費引き落とし方法の一つです。
国内の金融機関であれば、どこの口座からでも振替可能です。

Ｔ－ＮＥＴのメリット
- ○会費の振り込み忘れが無くなります。
- ○今持っている口座から引き落としが出来ます。
- ○本会の事務効率化が見込まれます。

事務局までお問い合わせ下さい。
TEL：０２８－６３５－１４１１

「実はいい人」キャンペーン実施中

たとえ、「自己満足」とか「会報の私物化」とか陰口をささやかれたとしても、強い弱い意志で「投稿の歴史」再び。今回は平成２０年と平成２１年を振り返ってみたいと思います。この頃は支局長を務めていたらしく「アドちゃんの談話室」とは限らない事をご了承下さい。

【平成２０年】

●２月号／支局かわら版

「川の美しい町」「夕日のきれいな街」

水上勉さんの『爪』と『歯』という推理小説と森高千里さんの『渡良瀬橋』という名曲に登場する足利市を紹介しています。タイトルは、それぞれの作品で用いられたフレーズですが、渡良瀬川と渡良瀬川を朱く染める夕陽は本当にキレイ。

●３月号／支局情報

支部役員会開催される

コメントはなし。つまらないやっつけ仕事。

●４月号／アドちゃんの談話室

「１００」つながり

矢沢永吉さんの日本武道館コンサート１００回到達と私が当時発行していた事務所通信１００号到達とを、強引にからめた名文。私はすきあれば矢沢さんの話題に転換する事を考えています。ちなみに事務所通信は、毎月自力で発行していましたが１１０号位で途絶えてしまいました。

●５月号／支局情報

支部研修会＆支部役員会開催

コメントはなし。つまらないやっつけ仕事。

●６月号／支局情報

支部定期総会開催

コメントはなし。つまらないやっつけ仕事。

●７月号／木もれび

「ミー」の話

「あれでも、実はいい人」キャンペーン実施中。

●１０月号／おじゃましまーす

福澤一夫会員　編

支局長として初めての事務所訪問でしたが、実際には訪問せずにＦＡＸでやりとりをして、会話調にまとめました。これより前に、誰も来てくれないので（こんなところでも不人気なのがわかりますね～涙）、自分で自分の「事務所訪問」記事を作成して投稿しましたが、そんなことをしたのはおそらく私だけだと思われます。当時の広報責任者だった新井紀代さんが写真を撮りに来てくれました。ちなみに、平成２０年２月号には新井さんに対する追悼記事が掲載されていました。お元気ならば、まだまだ活躍されていたと思いますと本当に残念な事でした。たくさんの人に好かれていた慕われていた、新井さんでしたね。

【平成２１年】

●５月号／木もれび

「ミー」の話

「あれでも、実はいい人」キャンペーン実施中。

●１０月号／アドちゃんの談話室

私の心象風景

友人からもらった矢沢さんが掲載されたフリーペーパーやその頃亡くなったと思われる、レナ（書籍にもなっていた有名なシロネコ）、川村カオリさん（矢沢さんのファンだった）、山城新伍さんについて語っています。少し前には菅原文太さん、今年になって、松方弘樹さんや渡瀬恒彦さんが亡くなりました。東映実録やくざ映画のファンとしましては寂しい限りです。お勧めは『実録大阪電撃作戦』です。松方さんと渡瀬さんの２人、それに加えて小林旭さんや松方さんの実弟目黒祐樹さんも御出演されています。

●１１月号／アドちゃんの談話室

松本清張を考える

●１２月号／アドちゃんの談話室

太宰治で考える

松本先生と太宰先生は同じ年生まれでこの年が生誕１００年でした。同じ年生まれでも大器晩成だった松本先生と若くして亡くなった太宰先生では、活躍された年代が大きく異なっています。

振り返れば、母は抗がん剤治療のために入退院を繰り返していた時期でしたが、これも「実はいい人キャンペーン」なのですね。

（足利支部の　きねぶち★とおる）

栃木県行政書士会カレンダー（８月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	火	県外国人連絡会議	13:30~	
3	木	特定行政書士研修③	10:00~	
8	火	登録説明会	10:00~	総務部
9	水	ＴＩＡ相談会	10:00~	国際部
		申請取次新規受付	13:30~	申取管理委員会
		外国人在留資格無料相談 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:00~16:00	足利支部
14	月	事務局夏季休日		
		行政書士無料相談（於：宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00~15:00	宇都宮支部
15	火	事務局夏季休日		
16	水	ＫＩＦＡ相談会	10:00~	国際部
		事務局夏季休日		
		行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下１階市民相談室）※予約制 （予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
18	金	特定行政書士研修④	10:00~	
21	月	ＵＣＩＡ相談会	15:00~	国際部
23	水	国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30~	国際部
		行政書士専門相談（於：小山市役所本庁舎地下１階市民相談室）※予約制 （予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00~12:00	小山支部
		行政書士専門相談（於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室）※要事前予約（小山支部 田村会員 0285-45-0297）	10:00~12:00	小山支部
24	木	行政書士専門相談（於：下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室）※要事前予約（先着６名 予約先：行政書士会小山支部 生田目会員 0285-52-2350）	10:00~12:00	小山支部
27	日	市民プラザ無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00~16:00	宇都宮支部
28	月	シリーズ「相続」研修会（第１回）	13:00~16:10	市民法務部
29	火	登録説明会	10:00~	総務部

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	受信日付	文書の表題
207	H29. 6. 1	乙種受託者、丙種受託者の名において行わせる封印取付け規定（案）について（通知）

208	H29.6.1	自動車保有関係手続のワンストップサービスの適用拡大に伴う一般社団法人日本自動車販売協会連合会宛て要請文書について（通知）
205	H29.6.2	平成29年度外国人就労・定着支援研修について
214	H29.6.2	電子政府推進員候補者の推薦について(お願い)
226	H29.6.9	平成29年6月分会費納入について（お願い）
241	H29.6.12	平成29年度単位会総会等において新たに選任された単位会会長について（結果報告）
252	H29.6.15	自販連の各支部宛て周知文書について
258	H29.6.15	在留資格認定証明書交付申請等に用いる「質問書」の改訂について
263	H29.6.21	行政書士の封印取付けに関する甲種受託者との実施契約書（案）について
264	H29.6.21	「条解行政書士法」の送付について
272	H29.6.27	平成29年度　日本行政書士会連合会新役員名簿の送付について
275	H29.6.30	平成29年度定時総会質問所及び各種名簿等の送付について
280	H29.6.30	職務上請求書の適正な管理及び使用について
286	H29.6.30	平成29年毎日勤労統計調査特別調査への調査協力依頼に関するお願いについて（会員周知願い）
288	H29.6.30	平成29年度定時総会の議事結果について

日本行政書士会連合会定時総会開催される

６月２２日（木）２３日（金）シェラトン都ホテル東京で日行連総会が開催され、当会からは代議員および関係者が出席した。

今回は役員改選があり、日行連会長には佐賀会所属の遠田和夫会員が再選された。

今年度は、須永相談役が監事、毛塚副会長が副議長、金敷裕会員が選挙管理委員を務めるなど、栃木会役員の活躍が随所に見られる総会であった。

また、国会議員はじめ多くの来賓を招いての懇親会では、日行連相談役であり当会相談役でもある住吉和夫会員の乾杯の発声により、行政書士制度の更なる発展を祈念するとともに盛大な懇親会が行われた。

平成２９年度屋外広告物講習会の開催について
～宇都宮市　都市整備部　都市計画課　都市景観グループより～

宇都宮市より、標記講習会の案内がありました。この講習会は、宇都宮市屋外広告物条例第１８条の規程により、屋外広告物に関する必要な知識を習得していただくために開催するものです。
開催日：平成２９年８月３１日（木）※申込期限：７月２１日（金）※定員：先着１００名

その他詳細及び申込書につきましては当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

在留資格認定証明書交付申請等に用いる「質問書」の改訂について
日行連より～

平成２９年６月６日より日本人の配偶者、永住者の配偶者及び定住者の配偶者の「在留資格認定証明書交付申請」及び「在留資格変更許可申請」の際に提出する質問書の様式が改訂された旨、下記の法務省ホームページにおいて案内がありました。
法務省ホームページでは、同年７月２日までは新旧どちらの様式でも申請を受け付ける旨、案内がなされていますが、支局によっては旧様式での申請を受け付ける期間の取扱いが異なる場合がありますので、旧様式での申請の際は当該様式が利用可能か否か各支局にご確認ください。
詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

記

・法務省ＨＰ（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請）
http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html
http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html
※申請書様式の欄に様式改訂の旨、記載があります。
・質問書（新様式）
http://www.moj.go.jp/content/001226222.pdf
※以下の日行連会員ページ（連ＣＯＮ）においても、本件について御案内しております。
https://www.gyosei.or.jp/members/#/comments/59409dbe20f53a7a268f4202

業務関連書籍（参考図書）のお知らせ

土地利用開発部では、下記の書籍を購入しました。
農地の権利移動・転用の事例が１３０余件取り上げられており、許可の要否の判断等が「○」「×」「△」の記号で明示されています。
また、農地法による判断のみならず、農地制度を構成する他の法律による判断や農地の相続・贈与等における民法上の判断など、様々なケースをわかりやすく解説しています。
会館２階の図書室にありますので、業務の参考資料としてお役立て下さい。

ケース別　農地の権利移動・転用可否判断の手引
編集／一般財団法人　都市農地活用支援センター
（新日本法規）

平成２９年毎月勤労統計調査への調査協力依頼について
～日行連より～

厚生労働省より、「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）に関して会員周知依頼がございました。

毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、日本標準産業分類の１６大産業に属し、１～４人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の実態を明らかにするため、年１回（７月３１日現在について）実施しています。

「特別調査」は、標本理論に基づいて日本全国から無作為に選んだ地域に所在するすべての事業所を８月から９月にかけて統計調査員が訪問して、事業所の常用労働者数・主な生産品・事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者数を１～４人雇用する事業所について特別調査を実施しています。

つきましては、統計調査員が伺いましたら調査にご回答いただけますよう、よろしくお願い致します。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」をご覧下さい。

建設業許可基準における経営業務管理責任者要件の緩和について
～日行連より～

今般、経営業務管理責任者要件の緩和のため「建設業法第７条第１号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件」（昭和４７年３月８日建設省告示第３５１号。）、「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成１３年４月３日国総建第９７号。）及び「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」（平成１３年４月３日国総建第９９号。）が改正され、平成２９年６月３０日よりその取扱いがスタートしております。

本改正により、①経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって資金調達、技術者等配置、契約締結等の業務全般に従事した経験（補佐経験）の一部拡大、②他業種における執行役員経験の追加、③他業種の経営管理経験期間を７年から６年に短縮、④3 種類以上の経験の期間の合算、等経営業務管理責任者要件の緩和が図られました。

詳細につきましては、当会ＨＰ会員専用「トピックス」、国交省ホームページに掲載されておりますのでご覧ください。

・国交省ホームページ　建設業の許可　関係通達
（経営業務管理責任者要件の大臣認定要件の明確化について）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html

平成２９年度版「建設業許可申請の手引」の一部変更について
～栃木県県土整備部より～

県土整備部で発行の「建設業許可申請の手引」について、平成２９年６月３０日以降申請分から経営業務の管理責任者の資格要件が一部変更されました。

手引きのＰ８、Ｐ９が本誌のＰ１３、Ｐ１４の内容に変更になっておりますので、お知らせいたします。

4　許可の基準

H29．6．30 適用

許可を受けようとする者は、次の(1)～(4)の基準を全て満たしていることが必要です。

（1）経営業務の管理責任者がいること

適正な建設業の経営を行うには、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者を置かなければなりません。具体的には、許可を受けようとする者が法人である場合には、常勤*1 の役員*2 のうち1人が、個人である場合には本人又は支配人（支配人登記がされている者）のうち1人が次のいずれかに該当することが必要です。

<table>
<tr><td rowspan="2">経営業務の管理責任者（法人の役員、事業主又は支配人、建設業法上の支店長、営業所長等）としての経験*3 があること。</td><td>許可を受けようとする業種に関して</td><td>5年以上</td><td>法第7条第 1 号「イ」該当</td></tr>
<tr><td>建　設　業　に　関　し　て</td><td>6年以上</td><td rowspan="4">法第7条第 1 号「ロ」該当</td></tr>
<tr><td>経営業務の管理責任者に準ずる地位*4 にあって、経営業務を補佐した経験*5 があること。</td><td>許可を受けようとする業種に関して</td><td>6年以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって、執行役員等*6 として経営業務を総合的に管理した経験があること。</td><td>許可を受けようとする業種に関して</td><td>5年以上</td></tr>
<tr><td>建　設　業　に　関　し　て</td><td>6年以上</td></tr>
</table>

＊（注釈）については次頁参照

経営業務の管理責任者

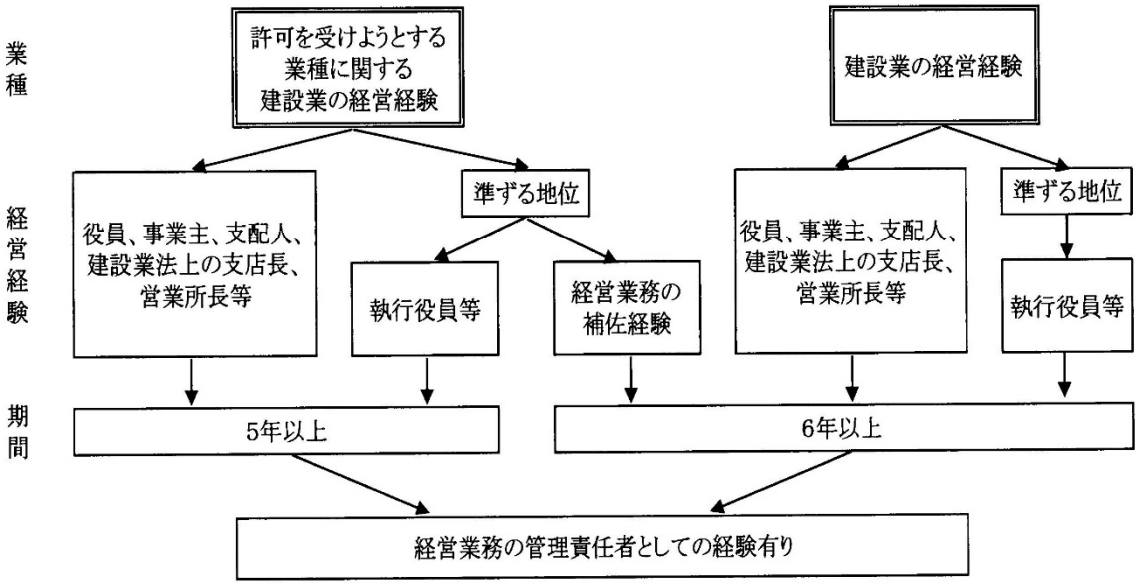

＊１）常勤であること → 本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していること。

他の法令（建築士法等）で専任を要する者になっている場合には、専任を要する営業体及び場所が同一であること。

＊２）法人の役員 → 次に該当する者をいい、「専務」「常務」「支配人」等社内の呼称だけで任ぜられた者は該当しない。

- 株式会社又は有限会社の取締役（監査役は含まれない。）
- 持分会社（合名・合資・合同会社）の業務を執行する社員
- 指名委員会等設置会社の執行役
- 法人格のある各種組合等の理事等（監事及び事務局長等は含まれない。）
- 業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等

＊３）経営業務の管理責任者としての経験 → 建設業に関する6年以上の経営業務の管理責任者としての経験については、①許可を受けようとする建設業以外（複数の業種にわたるものであってもよい）の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間 ②許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間が、通算（期間の重複は不可）6年以上である場合も該当する

＊４）準ずる地位 → 法人の場合

業務を執行する社員・取締役・執行役・組合理事・支店長・営業所長・支配人等に次ぐ職制上の地位にある者。

個人の場合

確定申告の際に「専従者」として税務署に届出のある者。

ただし、事業主に次ぐ職制上の地位にある者。

＊５）補佐経験 → 許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に従事した経験。法人、個人又はその両方において通算6年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わない。

また、①許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間 ②許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間 ③許可を受けようとする建設業及びそれ以外の建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が、通算6年以上である場合も該当する。

＊６）執行役員等 → 取締役設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験のある者。

なお、①許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経験の期間 ②許可を受けようとする建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が、通算5年以上である場合。①許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験の期間 ②許可を受けようとする建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び執行役員等としての経営管理経験の期間 ③許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験の期間が、通算6年以上である場合も該当する。

平成２９年度第２回行政書士政治連盟幹事会開催

６月１６日(金)行政書士会館２階会議室にて、幹事３３名の出席を得て、平成２９年度第２回幹事会が開催された。報告事項及び議案は以下の通り。

《報告事項》

（１）日本行政書士政治連盟の近況報告

（２）栃政連の組織等について

① 常任幹事について

② 委員会組織について

③ 日本行政書士政治連盟幹事について

④ 日政連定期大会代議員について

《議　案》

議案第一号　顧問の委嘱について

議案第２号　平成２９年度運動計画について

すべての議案について滞りなく可決承認された。

（広報部　山本昭子）

「高橋かつのり君の政治生活２０周年を祝う会」に出席して

本人のご挨拶の中で、開口一番、先ずもって「大枚をお使いいただきご参会いただきありがとうございます。心よりお礼申し上げます」とのお言葉から始まりました。政治家のパーティーなら異口同音の言葉でありますが、そこには当人の人間性を醸し出すお言葉と感じました。

去る５月２８日（日）宇都宮市内のホテルで行なわれた標記の催事に出席しました。

おおよそ５００人ぐらいの集まりと感じました。

開会のあと、来賓祝辞では中央から副総理・財務大臣・金融担当大臣の麻生太郎氏がおいでになり挨拶をされました。続いて、福田富一栃木県知事・茂木敏充衆議院議員・船田元衆議院議員・佐藤勉衆議院議員・梁和生衆議院議員・上野道子参議院議員・渡辺美知太郎参議院議員・山口恒夫公明党県連代表・県議団代表、そして県内の首長代表の方々が挨拶をなされました。

本人挨拶の中では、「高根沢町長を１５年務めさせてもらった。地方で培った経験を活かし、日本を守って行くため一生懸命頑張って行きます」とのお言葉でありました。

後、自然散会となりました。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

事務局より お知らせ

8/14(月)～16(水)の３日間、夏季休暇のため、
事務局は閉局となります。
ご迷惑をおかけしますが宜しくお願い致します。

日本行政書士政治連盟定期大会開催される

去る６月２３日（金）午前１０時３０分より東京都内ホテルで行われた標記の大会に、横山会長、堀越副会長、関副会長と私の計４人の代議員で出席しました。

会の総会と同じスローガンが次のように掲げられての定期大会でありました。

１．行政書士制度、法改正によるさらなる制度発展を

２．法定相続情報証明制度　行政書士こそメインプレイヤー

３．所有者不明土地問題　お役に立ちます行政書士

４．電子申請手続　行政書士の手により普及拡大を

開会の後、大会成立宣言１７０名の代議員中１６３名が出席との報告がありました。

大会の議案については、事前質問制をとっており、「政治連盟未加入者の加入促進」等を含め１０件ほどの質問がありました。執行部の明快な答弁に質問者も納得。

その後、役員の改選があり、日政連会長には福井会所属の山下寛会員が選任されました。閉会のことばが１２時３５分でありましたことをご報告いたします。

（栃木県行政書士政治連盟会長　青木勇夫）

<広告>

建設業経営状況分析は受付実績民間No.1（弊社調べ）の分析機関へ

建設業ソフトが１年間無料

※当初１年間無料。さらに新入会員様向けに行政書士登録から5年間無料。
無料期間経過後も弊社への年間１申請にて翌年も無料。

▌最速３時間で分析結果の受け取り可能 ※即日コース+電子申請+コンビニ受取を選択の場合

▌お近くのコンビニで24時間365日受け取り可能 ※マルチコピー機にて結果受け取り

▌料金もお安く分析料金9,000円～（税込） ※エコノミープラン＋ISO取得済の場合

WisePDS Wise Public Data Systems ワイズ公共データシステム株式会社 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145

研修詳細

国際業務相談事例・入管基礎研修会

国際部　主催

○開催日時　平成２９年８月２３日（水）１３：３０～（※今回のみ第３水曜日ではなく第４水曜日となりますのでご注意ください）
○開催場所　栃木県行政書士会館２階
○研修内容　実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の２本立てです。
基礎と実例を一度に学ぶことができます。
○対 象 者　会　　員（補助者の方は受講出来ません）
○受 講 料　無　　料
○締　　切　８月１８日（金）

研修詳細

シリーズ「相続」研修会（第１回）

市民法務部　主催

相続の実務は多岐にわたる上、依頼ごとに内容が異なるため、幅広い知識が必要な業務です。単発の研修会では「基礎的な説明」や「ひとつの手続きの説明」で終わってしまうことが多いため、今年度は相続業務のシリーズ研修を全１０回で計画し、集中して学んでいきます。

全研修を受講されても、知識として再確認したい回のみ受講されても構いませんので、多くの申込みをお待ちしております。

第１回は「民法の相続法の概要」や「旧民法から現行の相続法改正に至る変遷」を弁護士が、「相続手続きの全体の流れ」と「法定相続情報証明制度について」を市民法務部長が講義します。

○開催日時
平成２９年８月２８日（月）１３：００～１６：１０（※１３時開始です。ご注意ください）
○開催場所
栃木県行政書士会館２階
○研修内容、講師
シリーズ「相続」研修会　第１回
第１部（13:00～15:00）「民法（相続法　概論）」、「民法の変遷（旧民法～現行相続法改正）」
講師＝阪口　勉　弁護士（栃木県弁護士会所属）
第２部（15:10～16:10）「相続手続きの全体の流れ」、「法定相続情報証明制度について」
講師＝岡井正樹　行政書士（市民法務部長）
○対 象 者
会員、補助者
○受 講 料
５００円（各回５００円かかります）
○締め切り
８月２４日（木）

※全１０回のシリーズですが、興味のある内容の回だけ受講されても構いません。
※受講の申込みは、各回ごとにお願いします。
※全体のカリキュラムは追って会報に掲載します。第２回目は９月２８日（木）に、「戸籍の見方①」、「戸籍の見方②」の内容で開催します。研修の案内は８月号の会報に掲載します。

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修名		受講料	申込〆切	申込		ﾃｷｽﾄ申込	昼食¥500程度
				会員	補助者		
8/23	**国際業務相談事例・入管基礎研修会**	無料	8/18			—	—
8/28	**シリーズ「相続」研修会（第１回）**	500 円	8/24			—	—

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

※　補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。
※　補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に〇を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に〇を記入してください。
※　研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいますようお願いいたします。

塩那支部研修会のご案内

以下の内容で塩那支部の研修会を開催します。他支部会員、補助者の方も受講できます。
お申込みは不要ですので、当日会場にお越しください。

〇開催日時
平成２９年８月１９日（土）１３：３０～１６：００
〇開催場所
矢板市生涯学習館　２階（矢板市矢板１０６番地２）
第１研修室
〇研修内容
『公証人の立場から行政書士に期待したいこと』
（行政書士が作成する各種の文書等に関連して、特に公証役場の現場で行政書士に対して留意、或いは配慮して欲しい点について、事例を交えて講義をいただく予定です）
講師：大田原公証役場　公証人　川合　康司　様
〇受 講 料
無　料
〇そ の 他
事前申込み不要。塩那支部以外の会員、補助者の参加大歓迎。

他支部の会員、補助者の
参加大歓迎!!
無料!!　事前申込み不要!!

財務経理部からのお知らせ

７月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。
なお、会費については７月末日までに７月～９月分までの会費を納めることとなっております。（当会会則第 20 条第３項）
皆様の御協力をお願い致します。

引落し日

T-NET 申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → ７月 27 日（木）

上記以外の方 → ７月 25 日（火）

栃木県行政書士会会則
第 20 条第３項　会費は、３か月を１期とし、４期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

納入期日（今回は第２期分に該当します。）

第１期分（４月～６月）	→	４月末日
●**第２期分（７月～９月）**	→	**７月末日**
第３期分（１０月～１２月）	→	１０月末日
第４期分（１月～３月）	→	１月末日

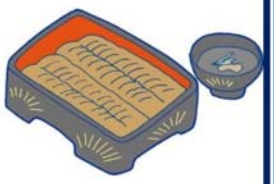

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 29 年 6 月 30 日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	芳　賀 山口　幸佑	H29. 6. 1	321-3423	行政書士山口幸佑事務所 芳賀郡市貝町大字市塙 1688	070-4371-7903	
	宇都宮 加藤　信雄	H29. 6. 1	321-0162	加藤国際行政書士事務所 宇都宮市大和 2-12-50	028-341-2382	
	塩　那 和田　光	H29. 6. 1	329-1207	和田ひかる行政書士事務所 塩谷郡高根沢町大字花岡 1530-2　2 階	080-5490-0619	
	佐　野 藤川　善行	H29. 6. 1	327-0312	藤川行政書士事務所 佐野市栃本町 1563-5	0283-62-2830	
	宇都宮 鈴木　徹	H29. 6. 15	320-0043	行政書士ＯＮＥ法務事務所 宇都宮市桜 3-2-7	028-636-1739	
	宇都宮 増渕　章夫	H29. 6. 15	321-0954	増渕あきお行政書士事務所 宇都宮市元今泉 7-28-22	090-4240-5220	

【行政書士法人設立】

支　部・名　称	成立年月日	事　務　所	電　　話	社　　員
那　須 行政書士法人ＴＭＣ	H29.5.1	那須塩原市大原間西 1-10-6	0287-67-3023	代表社員 岡部正治
宇都宮 行政書士法人ＴＭＣ宇都宮	H29.5.1	宇都宮市宝木本町 1140-200	028-666-3005	一般社員 末永　出

【退　会】板倉安秀会員のご冥福をお祈りいたします。

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
栃　木	板倉　安秀	H29.5.22	死　亡	宇都宮	小林　春男	H29.6.26	廃　業
塩　那	末本　久男	H29.6.30	廃　業				

【変　更】

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
小　山	矢島　靖裕	所在地	小山市駅南町 3-27-27
那　須	岡部　正治	事務所名/所在地	行政書士法人ＴＭＣ　/　那須塩原市大原間西 1-10-6
宇都宮	末永　　出	事務所名	行政書士法人ＴＭＣ宇都宮
栃　木	根岸　愼治	所在地/電話	栃木市平柳町 2-19-18　サンハイツＢ201 0282-88-0794
宇都宮	福島　健寿	電話	028-616-1933

〈広告〉

広報部より

新しい年度になり、広報部員が変更になりました。

行政書士の存在と行政書士の仕事を県民の皆様に広く知っていただけるよう、知恵を絞ってガンバリます。

（広報部　山本昭子）

行政書士とちぎ７月号 №487

発行人　栃木県行政書士会　会長　横山 眞
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政書士とちぎ 2017.7
平成29年7月15日発行
第487号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
栃木県行政書士会

後援：総務省・栃木県

特定行政書士が誕生しました

平成28年度 行政書士制度広報月間 10月1日～10月31日

行政書士相談センター
電話無料相談（月～金 9:00～17:00 年末年始・祝祭日除く）
028-638-0919（まるくいく）

マスコットキャラクター アドちゃん